

2020年6月19日
沖縄電力株式会社

託送供給等約款の変更認可申請について

当社は、電気事業法第18条第1項に基づき、本日、「託送供給等約款」の変更認可申請を経済産業大臣に行いましたのでお知らせします。

変更の概要は、以下のとおりです。

1. 電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）の業務規程^{※1}及び送配電等業務指針^{※2}の変更に伴う供給条件の変更

広域機関の業務規程及び送配電等業務指針において、

- 広域機関の公募により、複数の発電事業者等が系統増強に係る工事費を共同負担し、系統への連系を行う電源接続案件募集プロセスに代わる新たなスキームが導入されること（電源接続案件一括検討プロセスの導入）
- 発電事業者等からの系統への接続検討申込に対する回答書に有効期限（回答日から1年以内）が設定されること（発電事業者等の事業性判断期限の明確化）
- 発電設備等の系統への連系にかかる契約申込時に広域機関の送配電等業務指針に定める保証金の入金が必要になること（系統容量の空押さえ防止）

等を踏まえ、当該内容を供給条件に反映します。

※1 広域機関の業務及び執行に関する事項を定めたもの

※2 一般送配電事業者等が送配電等業務の実施において遵守すべき事項を定めたもの

2. サイバーセキュリティ対策事項追加に伴う系統連系技術要件^{※3}の変更

第25回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2020年6月11日開催）において、サイバーリスクの増加に伴い、発電設備が具備すべきサイバーセキュリティ対策に関する要件の整理がなされたことを踏まえ、当該内容を系統連系技術要件に反映します。

※3 電力供給の安定と質の維持、および系統運用の保安維持のため、発電設備等が当社の系統へ連系するにあたり必要となる技術的な要件のこと

なお、託送供給等約款は、経済産業大臣の認可を経て、2020年10月1日の実施を予定しています。

以上

（参照 URL）

託送供給等約款変更認可申請書（令和2年6月19日）

<http://www.okiden.co.jp/business-support/service/consignment/download/index.html>